

## 一般財団法人飛騨高山大学連携センターゼミ合宿等支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、高山市内においてゼミ合宿等を行う大学等の団体に対し補助金を交付することにより、高山市内で行われる学生活動を促進し、もって交流人口や関係人口の拡大により地域の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学、同法第108条第2項に規定する短期大学又は同法第124条に規定する専修学校をいう。
- (2) 指導者 大学等の学生を指導する立場にある教員、監督又はコーチをいう。
- (3) 団体 次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 一つの大学等の学生及び指導者で構成するゼミナール、部、クラブその他これに類するもの
  - イ 大学等の学生が所属する同一の目的を持った会員及び指導者で構成される組織で、協会、連盟、クラブチームその他これに類するもの
- (4) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する旅館業の施設又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条に規定する住宅宿泊事業の届出住宅をいう。
- (5) ゼミ合宿等 調査研究のための演習（ゼミナール）や研修会、スポーツ活動や文化活動等の練習その他これに類するものをいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、飛騨地域（高山市、飛騨市、下呂市及び大野郡白川村）以外に所在する大学等の団体が行うゼミ合宿等で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 指導者が同行するもの
  - (2) 高山市内の宿泊施設に宿泊し、当該宿泊施設に支払う宿泊料（実質的に寝具又は部屋の使用料とみなされるものを含む。以下同じ。）が1人1泊あたり1,000円以上を利用する場合は、割引後の宿泊料が1人1泊あたり1,000円以上）であるもの
  - (3) 延べ宿泊人数（学生及び指導者の参加人数に宿泊日数を乗じて得た数。以下同じ。）が10人以上となるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としないものとする。
- (1) 政治的及び宗教的活動を目的とするもの
  - (2) 営利を目的とするもの
  - (3) 国又は地方公共団体が主催若しくは共催等により金銭を拠出するもの（国又は地方

公共団体から負担金若しくは補助金の交付を受けるものを含む。。

- (4) 目的等が公序良俗に反するもの
- (5) その他理事長が適当でないと判断するもの

#### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、延べ宿泊人数に1,000円を乗じて得た額とし、1団体1回あたり20万円を限度とする。ただし、補助金の額の算定に用いる指導者の参加人数は、学生及び指導者の参加人数の合計（以下「合計参加人数」という。）が10人未満の場合は1人とし、合計参加人数が10人以上の場合は合計参加人数の10分の1（小数点以下切捨て）を上限とする。

#### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、一般財団法人飛騨高山大学連携センターゼミ合宿等支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 参加者名簿（別記様式第3号）
- (3) その他理事長が必要と認める書類

#### (補助金の交付決定)

第6条 理事長は、前条に規定する申請書の提出があった場合、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、一般財団法人飛騨高山大学連携センターゼミ合宿等支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

#### (補助事業の変更)

第7条 補助金の交付の決定を受けた団体（以下「補助事業者」という。）は、事業計画書に記載した次の各号に掲げる事項を変更又は補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ一般財団法人飛騨高山大学連携センターゼミ合宿等支援事業補助金変更等承認申請書（別記様式第5号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、変更に伴う補助金交付決定額の増減が20パーセント未満である場合は、次条に規定する実績報告書の提出をもって代えることができるものとする。

- (1) 期間
  - (2) 宿泊施設
  - (3) 延べ宿泊人数
- 2 理事長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ補助金の交付の適否及び補助金の交付の内容の変更を決定し、一般財団法人飛騨高山大学連携センターゼミ合宿等支援事業補助金変更等決定通知書（別記様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

#### (実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに一般財団法人飛騨高山大学連携センターゼミ合宿等支援事業補助金実績報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（別記様式第8号）
- (2) 参加者名簿（別記様式第3号）
- (3) 補助対象経費の支払いを確認できるもの
- (4) その他理事長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 理事長は、前条に規定する報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、一般財団法人飛騨高山大学連携センターゼミ合宿等支援事業補助金交付額確定通知書（別記様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、一般財団法人飛騨高山大学連携センターゼミ合宿等支援事業補助金請求書（別記様式第10号）を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項に規定する請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第11条 理事長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) この要綱の規定又は補助金の交付決定に附した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他理事長が特別の理由があると認めたとき。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月24日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（あて先）一般財団法人飛騨高山大学連携センター理事長

申請者 所在地又は住所  
団体名  
代表者（氏名）  
連絡先

一般財団法人飛騨高山大学連携センターゼミ合宿等支援事業補助金交付申請書

一般財団法人飛騨高山大学連携センターゼミ合宿等支援事業補助金交付要綱による補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

申請にあたり、私は暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないことを宣誓します。

なお、必要に応じ、暴力団との関係について岐阜県警察本部に照会することを承諾します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 参加者名簿（別記様式第3号）

別記様式第2号（第5条関係）

事業計画書

合宿の名称		
期 間	年 月 日から 年 月 日まで（泊）	
目 的		
参加人数	人（うち学生 人、指導者 人）	
宿泊施設	名 称	
	所在地	
延べ宿泊人数	人（うち学生 人、指導者 人）	
宿泊料合計額	円	
日 程		

以下の内容に相違がなければ、に✓を記入してください。

- この合宿は、国又は地方公共団体が主催若しくは共催等により金銭を拠出するもの、国又は地方公共団体から負担金若しくは補助金の交付を受けて行うものではありません。

別記様式第3号（第5条関係）（第8条関係）

参加者名簿

No.	氏名	区分	宿泊日数	摘要
1		学生・指導者	日	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
	合　　計		日	

別記様式第4号（第6条関係）

年 月 日

様

一般財団法人飛騨高山大学連携センター  
理事長

一般財団法人飛騨高山大学連携センターゼミ合宿等支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった一般財団法人飛騨高山大学連携センターゼミ合宿等支援事業補助金について、下記のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

1 合宿の名称

2 補助金交付決定額 円

3 交付条件等

別記様式第5号（第7条第1項関係）

年 月 日

（あて先）一般財団法人飛騨高山大学連携センター理事長

補助事業者 所在地又は住所  
団体名  
代表者（氏名）  
連絡先

一般財団法人飛騨高山大学連携センターゼミ合宿等支援事業補助金変更等承認申請書

年 月 日付で交付決定のありました一般財団法人飛騨高山大学連携センターゼミ合宿等支援事業補助金に係る事業を変更（中止）したいので、下記のとおり申請します。

記

1 合宿の名称

2 変更（中止）の理由

3 変更の内容



年 月 日

様

一般財団法人飛騨高山大学連携センター  
理事長

一般財団法人飛騨高山大学連携センターゼミ合宿等支援事業補助金変更等決定通知書

年 月 日付けで承認申請のあった一般財団法人飛騨高山大学連携センターゼミ合宿等支援事業補助金変更等について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 合宿の名称
- 2 決定事項 交付（内容の変更）・中止
- 3 変更前の補助金交付決定額 円
- 4 補助金増額・減少決定額 円
- 5 変更後の補助金交付決定額 円

別記様式第7号（第8条関係）

年 月 日

（あて先）一般財団法人飛騨高山大学連携センター理事長

補助事業者 所在地又は住所  
団体名  
代表者（氏名）  
連絡先

一般財団法人飛騨高山大学連携センターゼミ合宿等支援事業補助金実績報告書

年 月 日付で交付決定のありました一般財団法人飛騨高山大学連携センターゼミ合宿等支援事業補助金に係る事業を完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 合宿の名称

2 補助金交付決定額

円

3 添付書類

- (1) 事業実績報告書（別記様式第8号）
- (2) 参加者名簿（別記様式第3号）



別記様式第9号（第9条関係）

年 月 日

様

一般財団法人飛騨高山大学連携センター  
理事長

一般財団法人飛騨高山大学連携センターゼミ合宿等支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付で提出のあった一般財団法人飛騨高山大学連携センターゼミ合宿等支援事業補助金実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

記

1 合宿の名称

2 補助金交付決定額 円

3 補助金交付確定額 円

別記様式第10号（第10条関係）

年 月 日

（あて先）一般財団法人飛騨高山大学連携センター理事長

補助事業者 所在地又は住所  
団体名  
代表者（氏名）  
連絡先

一般財団法人飛騨高山大学連携センターゼミ合宿等支援事業補助金請求書

年 月 日付で交付額確定のありました一般財団法人飛騨高山大学連携センターゼミ合宿等支援事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

補助金請求額

円

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	本店・支店
預金種目	普通預金・当座預金	
口座番号		
口座名義		
口座名義（カナ）		